

# 計画にかかわる補足資料

## 1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、都市におけるみどりの保全や緑化に関する取り組みを進めるための目標や施策等を定めるものです。緑地の保全、公共施設や民有地の緑化、公園の整備・管理など、市内のみどり全般を対象として、市民の身近にある水やみどり、生きものと調和したまちづくりを進めていくための基本となる計画です。

本市では、平成28年に改定された現行計画より「みどりの基本計画」の名称としています。

## 2 計画における「みどり」について

本計画で対象とする「みどり」は、樹木、樹林地、草地、農地、水面、水辺地、湧水地、公園・緑地、施設や道路の植栽地、住宅や事業所の庭などを対象とします。また、これらの環境で暮らす生き物や人との関わりによる文化や歴史的なみどりの要素を含めて捉えています。

## 3 「みどり」のはたらき

みどりは、次のような機能を持ち、私たち人間や生きものの暮らしを支えるとともに、朝霞市の街の魅力の向上に貢献しています。このようなみどりの持つ様々な機能を活かして、街づくりにおける課題解決を図る取り組みを「グリーンインフラ」と呼びます。



朝霞市におけるグリーンインフラによる街づくりのイメージ